

緑ヶ丘公民館は、令和3年度に開館50周年を迎えます。



緑ヶ丘公民館 だより

令和3年
2月1日号

【発行】厚木市立緑ヶ丘公民館
【所在地】厚木市緑ヶ丘2-2-1
【電話】221-7556 【FAX】296-2052
【Eメール】8622@city.atsugi.kanagawa.jp

公民館の貸館業務の停止について

国による緊急事態宣言の発令に伴う県の措置を受け、次の期間公民館の貸館業務を停止しております。市民の皆様には、不要不急の外出を控え、不特定多数の方との接触を避けるなどの対策をお願いします。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

《公民館貸館業務停止期間》

1月12日(火)～2月7日(日)

※停止期間は、今後の状況により変更が生じる場合があります。変更が生じた場合には、改めてお知らせします。

※住民票、税証明等の各種証明発行等の窓口業務は行っております。

取り入れよう 新しい生活様式

詳しくは、[新しい生活様式](#)

検索



学級 講座

緑ヶ丘地区地域ぐるみ家庭教育支援事業・緑ヶ丘公民館学級講座等開設事業

親子仲良し！ワクワク広場

未就学園児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせやわらべ歌遊びなど親子一緒に楽しみながら、学べる広場です。

【日時】3月8日(月)10時～11時

【場所】緑ヶ丘公民館 2階 学習室

【対象】子ども(市内在住の未就学園児)とその保護者先着15組

【参加費】無料

【講師】みどり保育園保育士・おはなしボランティア

【申込み】3月1日(月)までに、直接または電話で緑ヶ丘公民館(電話:221-7556)へ。



文化 振興会

実施報告！ 新春書初め教室

新年の抱負や目標などを筆でしたためる「新春書初め教室」が開催されました。



※作品の一部は、2月末まで公民館2階廊下に展示しております。

あつぎサーチウォークチャレンジ

新しいウォーキングスタイルで運動不足を解消しましょう！！

【概要】サーチウォークとは、地図にある情報をもとに電柱の場所を探しながらウォーキングをする競技です。問題となる電柱を推理しながら、楽しく4～5キロ歩くことができ、子どもから高齢者まで、多くの方々に楽しんでいただけます。

【開催日】2月13日（土）、2月27日（土）
午前の部 10時～12時 午後の部 13時30分～15時30分

【集合】厚木中央公園（※会場までは、公共交通機関をご利用ください。）

【対象】市内在住在勤在学の方、各回先着50人

【参加費】無料

参加者には、あゆコロちゃん缶バッジ等をプレゼントします。

また、当日抽選を行い、厚木産の新米が当たります。

【申込み】参加希望日の前日までに、電話または市ホームページに掲載している専用サイトからお申し込みください。

【その他】あつぎサーチウォークチャレンジの詳しい内容は市ホームページにてご確認ください。

（QRコードから直接ご覧いただけます。）

本事業はあゆコロちゃんGENKIポイント（30ポイント）対象事業です。

※新型コロナウイルスの感染症の状況により中止になる場合がありますのでご了承ください。

【問合せ】スポーツ推進課 電話：225-2531



環境センターへの粗大ごみ及び特定粗大ごみの 持込み処理手数料の変更について

4月1日（木）から環境センターへ粗大ごみ及び特定粗大ごみを持ち込む場合の処理手数料が変更になります。

●粗大ごみ 1個 300円から500円

●特定粗大ごみ 1個 600円から1,000円

※特定粗大ごみ：三辺の長さの合計が300cmを超える粗大ごみ

【問合せ】環境事業課 電話：225-2790



～特別支援教育介助員（一般・看護師）の登録者募集～ 学校の教育現場で働いてみませんか？

市立小・中学校で教員の補助者として勤務する特別支援教育介助員（会計年度任用職員）を募集しています。

【職務内容】障がいのある児童・生徒の食事・身辺・移動等の介助及び安全確認等

【対象】心身ともに健康で特別支援教育に理解と熱意のある方（看護師職は要看護師資格）

【勤務条件】小学校 6時間30分勤務 年間70日～130日
中学校 7時間30分勤務 年間85日～115日

【報酬等】時給1,045円（看護師1,564円） 通勤距離に応じて通勤手当を支給

【登録手続】登録手続の際に面接を行いますので、事前に電話で問い合わせください。

【問合せ】教育指導課 電話：225-2675

公民館を巡回する市民税・県民税等の申告相談中止のお知らせ

国による緊急事態宣言の発令に伴う県の措置を受け、1月12日（火）から2月7日（日）まで、公民館等の公共施設について、原則、休館が決定されました。このことを踏まえ仮に緊急事態が収束しなかった場合は、2月8日（月）以降の期間延長が懸念されることから、急遽公民館を巡回する申告相談の全ての日程につきまして中止させていただきます。

なお、市民税・県民税の申告期間につきましては、1か月延長し4月15日（木）まで受付いたします。

皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【市民税・県民税の申告】

・申告書を作成できる方→「郵送」または「電子」を活用した提出にご協力ください。

・書き方がわからない方→電話での申告相談をお受けいたします。

【申告相談専用ダイヤル：電話：225-2397】※4月15日（木）まで使用可能

【所得税の確定申告】

厚木税務署へ相談・提出してください。【厚木税務署 電話：221-3261（代表）】

※「新しい生活様式」に対応した来庁しない提出、また、期間延長に伴う分散化した提出にご協力をお願いいたします。

※詳しくは、市のホームページをご確認ください。

【問合せ】市民税課 電話：225-2014

